

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間①については、父が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれた。父から国民年金保険料の領収書を束ねた冊子を見せてもらったことがある。

申立期間②については、3 か月のみ未納とした覚えは無く、私が国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間③については、前夫が昭和 61 年頃遡って納付してくれた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は3 か月のみ未納とした覚えは無く、申立人が国民年金保険料を納付したはずであると申述している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 51 年 12 月頃払い出されたものと推認され、このことからすると、申立期間②は国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金の加入手続をして

申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずであると申述している。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続をして申立期間①の保険料を納付したとするその父は既に他界しており証言を得ることができない上、申立人自身は申立期間①の保険料の納付に関与していなかったことから、これらの状況が不明である。

また、A町の戸籍の附票によると、申立人は、20歳に達した直後の昭和43年\*月\*日にA町からB市に転居し、申立期間①の間は同市に住民票があったことが確認できることから、A町に住んでいたその父が同市において国民年金保険料を納付したとするのは不自然である。

- 3 申立期間③について、申立人は、その前夫が申立期間③の国民年金保険料を遡って納付したとしているが、その前夫とは離婚しており証言を得ることができない上、申立人自身は申立期間③の保険料の納付に関与していなかったことから、これらの状況が不明である。

また、申立人がその前夫と婚姻したのは昭和61年5月であり、その時点では、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、オンライン記録及び被保険者台帳（旧台帳）によれば、昭和57年度及び58年度の保険料は追納により納付されていることが確認できることから、申立人は、当該追納と申立期間③の保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

- 4 申立期間①及び③共に、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社（B株式会社の関連会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年5月9日、資格喪失日は46年5月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年5月から同年9月までの期間は2万4,000円、同年10月から44年9月までの期間は2万6,000円、同年10月から45年3月までの期間は2万4,000円、同年4月から46年4月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間のうち昭和43年4月26日から同年5月9日までの期間については、申立人のB株式会社における資格喪失日に係る記録を同年5月9日に訂正することが必要である。

- 3 申立人は、申立期間のうち昭和46年5月25日から同年8月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月26日から46年8月10日まで  
申立期間は、B株式会社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和43年5月9日から46年5月25日までの期間について、A株式会社の複数の同僚の供述から、申立人は、同社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と氏名（旧姓の「C」）、性別、生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和43年5月9日、資格喪失日は46年5月25日）が確認できる。

さらに、申立人の同僚からは、「申立人とは、一緒に勤務していた。『C』姓の従業員は申立人以外にいなかったと思う。」旨の供述が得られたこと、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、上記記録のほかに申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認できないこと、及び上記の事業所別被保険者名簿の記載内容から、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、A株式会社の事業主は、申立人が昭和43年5月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年5月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿における未統合記録から、昭和43年5月から同年9月までの期間は2万4,000円、同年10月から44年9月までの期間は2万6,000円、同年10月から45年3月までの期間は2万4,000円、同年4月から46年4月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和43年4月26日から同年5月9日までの期間について、複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間を含めてB株式会社及び関連会社のA株式会社に継続して勤務していたことが認められる（43年5月9日にB株式会社からA株式会社に異動）。

なお、オンライン記録では、申立人は、B株式会社において、昭和43年4月に被保険者資格の取得と喪失をしていることから、同年同月は既に被保険者期間となっている。

- 3 申立期間のうち、昭和46年5月25日から同年8月10日までの期間について、申立人のB株式会社に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間にB株式会社に勤務し（46年5月25日に関連会社のA株式会社からB株式会社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和46年8月の記録から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から32年8月1日まで

申立期間は、A株式会社B支店C営業所から同社D支店E営業所及びF営業所に異動した時期であるが、業務内容は異動前と変更が無いのに標準報酬月額が異動前と比べ下がっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失時（昭和31年11月1日）の標準報酬月額は、1万6,000円であったものが、同日における同社D支店における被保険者資格取得時の標準報酬月額は1万2,000円となっている。

しかしながら、申立人提出の社員手帳の辞令欄によると、申立期間前のA株式会社B支店と申立期間中の同社D支店においては、担当部署、役職及び基本給（9,600円）とも変化が無く、複数の同僚からも勤務期間の特定はできないものの、申立人は、料金係として勤務していた旨の供述が得られた。

また、A株式会社において、申立人と同日に被保険者資格を取得した複数の同僚について、転勤前後の標準報酬月額（健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録による。）を見ると、標準報酬月額が下がった者は認められない。

さらに、複数の同僚は、転勤前後の業務内容及び諸手当額に変更がなけ

れば、転勤後に標準報酬月額が下がることはないとしており、申立人は、申立期間中に勤務したA株式会社D支店の地域手当は同社B支店勤務時より増額され、顧客数も増えて毎月の残業時間も多くなったとしていることから、申立期間の給与額はD支店において、増額はあっても減ることは無いとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿記載の転勤前の標準報酬等級第11級（1万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年11月及び同年12月は38万円、6年1月から7年12月までの期間は36万円、8年1月から9年5月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から9年6月10日まで  
昭和62年から平成9年までA株式会社に勤務し、B業務に従事していたが、勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の平成6年1月分、8年4月分及び9年4月分の給与明細書、平成6年度、7年度及び9年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書、7年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の離職時（9年5月31日）賃金日額において確認又は推認できる控除厚生年金保険料額及び報酬月額から、5年11月及び同年12月は38万円、6年1月から7年12月までの期間は36万円、8年1月から9年5月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られないが、平成6年1月分、8年4月分及び9年4月分の給与明細書、平成6年度、7年度及び9年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書、7年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の離職時（9年5月31日）賃金日額において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、6年1月分、8年4月分及び9年4月分の給与明細書、6年度、7年度及び9年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書、7年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の離職時（9年5月31日）賃金日額において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月23日から36年9月8日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院（現在は、B院）における資格取得日に係る記録を35年8月23日に、資格喪失日に係る記録を36年9月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から36年10月まで

ねんきん特別便によると、A院に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和35年8月23日から36年9月8日までの期間について、B院の運営母体であるC社から提出された失業保険被保険者名簿から、申立人が、当該期間に当該院で勤務していたと認められる。

また、事業主は、「失業保険に加入しているということは、試用期間が終わって正社員採用となっており、社会保険に加入しているはずである。」と供述している上、申立期間において、A院における被保険者記録を有する同僚18人に照会したところ、14人から回答があり、うち4人が自身及び申立人の職種について「D職」としている上、そのうち3人が「申立人と同じD職の仕事を一緒にしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に厚生年金保険

被保険者資格を取得した女性の同僚の記録から判断すると、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間のA院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月から36年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和35年5月から同年8月23日までの期間及び36年9月8日から同年10月までの期間について、C社から提出された失業保険被保険者名簿には、当該期間に係る記載が無く、申立人の当該期間の勤務実態について確認できない。

また、事業主は、「試用期間があった。」と供述している上、回答があった同僚のうち、昭和35年7月25日にA院における被保険者資格を取得した同僚が、「自分は、申立人より1か月くらい前の35年6月からA院に勤めた。試用期間が1か月間くらいあり、年金記録は35年7月からとなっている。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月2日から同年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を44年1月2日、資格喪失日に係る記録を同年2月21日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年2月21日まで  
申立期間にA株式会社の業務課で勤務した。会社は、入社時はB地にあったが、昭和43年12月\*日にC地に引っ越した。引っ越し時は会社の管理体制がかなり混乱していた。申立期間の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したA株式会社作成と判断できる給与明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、当時は社会保険料の控除は翌月控除であったとしているところ、申立人の提出した昭和44年1月度の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるが、同年2月度の給与明細書から、給与支給額が6万1,359円で、厚生年金保険料控除額が1,320円であることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、A株式会社D事業所が適用事業所となったのは昭和44年1月2日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 44 年 1 月 2 日から同年 2 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している昭和 44 年 2 月度の給与明細書の厚生年金保険料の控除額の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は保険料の納付は不明としているものの、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成6年7月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を平成6年8月から同年12月までは53万円、7年1月から同年11月までは59万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人のA株式会社における資格喪失日は平成8年1月23日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年12月の標準報酬月額については59万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月21日から同年8月1日まで  
② 平成6年8月から7年11月まで  
③ 平成7年12月31日から8年1月23日まで

ねんきん定期便によると、平成6年7月21日からA株式会社に勤務していたのに、同年7月分の厚生年金保険の加入記録が欠落している上、7年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されているのに、同月分の加入記録も無い。さらに、6年8月から7年11月までの標準報酬月額が、8年1月に遡って引き下げられているのはおかしい。調査して、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した給与明細書から、申立人が申立期間①にA株式会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管していた申立期間①におけるA株式会社の給与明細書に係る保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため供述が得られないが、オンライン記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成6年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録（被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録））によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から同年12月までは53万円、7年1月から同年11月までは59万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年12月31日以降の8年1月23日付けで、申立人、事業主及び同僚一人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、6年8月から7年11月までは28万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、平成6年10月に取締役就任したとしているが、担当部門はB担当であったと供述している上、同僚の一人も申立人の社会保険関係事務の関与を否定していることから、申立人は、申立期間②において、A株式会社で社会保険関係事務に係る権限までは有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額についての有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年8月から同年12月までは53万円、7年1月から同年11月までは59万円とすることが必要であると認められる。



3 申立期間③について、オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の平成7年12月31日と記録されているところ、当該喪失日に係る処理が行われた平成8年1月23日において、前述のとおり、標準報酬月額を遡及訂正が行われていることが確認できる。

一方、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に平成10年11月30日まで継続して勤務しており、そのうち平成7年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが給与明細書の記載から確認できる。

また、前述のとおり、A株式会社は平成7年12月31日付けで適用事業所ではなくなっているが、申立期間③において法人格を有している上、同日において、申立期間③当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間③に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る資格喪失日は、当該処理が行われた平成8年1月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成5年6月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成6年2月21日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月25日から同年7月1日まで  
② 平成5年11月30日から6年2月21日まで

申立期間には、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人提出の株式会社Aにおける給料支払明細書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間①に株式会社Aに勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Aは平成5年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所

となっていないが、商業登記簿謄本では、株式会社Aは申立期間①当時、現存しており、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人提出の株式会社Aにおける給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、平成6年2月20日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、i) オンライン記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年11月30日より後の6年4月28日に、申立人の資格喪失日が同年2月21日から5年11月30日に遡って訂正処理されていることが確認できること、ii) 株式会社Aにおいて同年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者のうち、申立人を除く全5人の資格喪失処理日は、同社が適用事業所ではなくなった日から約5か月後の申立人の訂正処理日と同日の6年4月28日となっていること、iii) 商業登記簿謄本により、同社は、申立期間②においても法人事業所であったことが確認できることから、同社は、同社が適用事業所ではなくなった5年11月30日以降も適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月21日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける訂正前の申立期間②に係る標準報酬月額に関するオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年4月26日まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成4年11月から6年3月までの標準報酬月額が、支給された給料から控除されている厚生年金保険料に見合った標準報酬月額と相違している。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける平成4年11月から6年3月までの期間に係る標準報酬月額については、当初申立人が主張する28万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月26日より後の同年4月27日付けで、当該期間の標準報酬月額が11万円に遡って訂正されている上、同日において、事業主自身及び複数の同僚の当該期間における標準報酬月額も申立人と同様に遡って減額処理されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、同事業所の取締役であったことが、登記簿謄本から確認できるが、申立人は、「営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述しているところ、同事業所の事業主は、「滞納している社会保険料を減額するために、社会保険事務所の職員と相談の上、申立人には相談せずに自分と申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額を遡って減額訂正処理した。」と供述しているほか、同僚3人は、「申立人は営業担当であった。」と供述している上、同僚二人は、「事業主が標準報酬月額の遡及訂正処理を行った。」と供述していることから、申立人は取締役であったものの、申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正

処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡って行う合理的理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成6年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年2月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められるとともに、給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成6年2月1日とされていたものが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年4月1日より後の6年6月8日付けで、5年10月の定時決定を取り消した上で、当該適用事業所でなくなった日（5年4月1日）と同日に遡及訂正されており、同日において、複数の同僚も遡及して厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成5年4月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人

の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から同年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 16 年 1 月 27 日まで  
平成 13 年 3 月に株式会社Aに入ったが、14 年 1 月から 16 年 1 月までの標準報酬月額が同年 2 月に遡って引き下げられている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する平成 14 年 1 月から 15 年 12 月までを 18 万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 16 年 1 月 27 日の後の同年 2 月 18 日付けで、14 年 1 月 1 日に遡及して標準報酬月額を 9 万 8,000 円に引き下げている。

また、株式会社Aの元事業主及び元経理課長は、「社会保険事務所から標準報酬月額を引き下げて滞納額を減らすよう話がありそうした。」と供述しており、かつ、申立人について元事業主は、「現場でB業務を手伝っていた。訂正処理については話をしておらず、同意もとっていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、18 万円と訂正することが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和27年4月26日)及び資格取得日(27年5月26日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月26日から同年5月26日まで  
昭和26年1月にA株式会社に入社し、53年5月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が27年4月26日から同年5月26日まで1か月間抜けている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した申立人の社員記録、雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の供述及び記録から判断すると、申立人は昭和26年1月26日の入社から53年5月26日の退社まで継続して勤務し、そのうち、26年1月26日から27年12月10日までは同社C工場に勤務しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和27年3月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の納入告知書等の資料は無く、当時の担当者もいないため確認できず、納付の有無については不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会

保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和47年4月28日、資格喪失日は51年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月から同年8月までは4万5,000円、同年9月から49年8月までは5万2,000円、同年9月から50年9月までは8万6,000円、同年10月から同年12月までは11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月28日から51年1月1日まで

B区にあるA社に勤務をしていた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。その当時は、雇用保険被保険者離職票から、雇用保険に加入していたことが分かるので、健康保険及び厚生年金保険にも当然加入していたはずである。

また、当時、一緒に働いていた義姉が厚生年金保険に加入していて、自分が加入していないのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社に係る雇用保険被保険者離職票の被保険者となった年月日欄には昭和47年4月28日、離職年月日欄には50年12月31日と記載されている上、同社が保管していた人事記録簿、申立人の元直属上司及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び生年月日と完全一致している被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者記録は、C組合が保管していた申立人に係る加入記録においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録と同一の得喪年月日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和47年4月28日に被保険者資格を取得した旨の届出及び51年1月1日に被保険者資格を喪失した旨

の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該被保険者記録から、昭和 47 年 4 月から同年 8 月までは 4 万 5,000 円、同年 9 月から 49 年 8 月までは 5 万 2,000 円、同年 9 月から 50 年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 11 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和45年5月31日から同年6月1日まで

昭和29年4月1日に株式会社Aに入社し、45年5月31日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間に欠落期間があるのはおかしい。申立期間①については、C支店からD支店に転勤した際の事務的なミスにより欠落していると思う。申立期間②については、E支店を45年5月31日に退職した際、最後の給与から厚生年金保険料を控除されていたとの記憶がある。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間①に、株式会社Aに継続して勤務し（昭和29年12月1日に同社C支店からD支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社AのC支店における昭和29年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和29年12月1日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 45 年 5 月 31 日まで株式会社 A の E 支店に勤務していたと申し立てているが、雇用保険の離職日は同年 5 月 30 日と記録されており、当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録及び F 基金の加入員記録と合致している。

また、当該事業所は、「申立人の勤務状況や保険料控除については、確認できる資料が保存されていないことから、不明である。」と供述している。

さらに、同事業所で昭和 44 年から 46 年までに資格喪失している 50 人の同僚の資格喪失日をオンライン記録で調査したところ、月末喪失は二人、翌月 1 日喪失は 32 人、その他の日付喪失は 16 人となっており、当該事業所における資格喪失日は、必ずしも各月 1 日ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間②に同支店に勤務していた複数の同僚の供述からは、申立人の退職日の明確な日付は判明しなかった。

このほか、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和63年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月1日から64年1月1日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A株式会社での厚生年金保険被保険者期間が、昭和64年1月1日から平成元年9月29日までとなっていた。

しかし、同社については、私が留学から帰国後勤めたB校の経営を途中から行った会社で、申立期間当時に同社の給料から、厚生年金保険料を控除されていたことを証明できる源泉徴収票を保存しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社に係る昭和63年分給与所得の源泉徴収票並びに同僚及び複数の学生の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、前述の源泉徴収票の社会保険料額から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンラインの記録によれば、A株式会社は、昭和64年1月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日以前における同社について、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、商業登記簿謄本から、A株式会社は、昭和62年3月\*日に法人

設立されていることが確認できる上、申立人が、同社が当該B校を経営することになったことから、同社の従業者となった当時のことについて、「私がA株式会社に入社したので、会社が厚生年金保険に加入することが必要になったと取締役が話していた。」としていることを踏まえると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年6月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年6月21日まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成3年12月1日から6年6月21日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年12月から5年9月までの株式会社Aにおける標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成5年4月26日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、15万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、同社の複数の同僚は、「申立人は、B部の部長であり、厚生年金保険事務や経理に係る事務は事業主が行っていた。」と供述しているほか、同僚の一人は、「当時、会社は経営不振の状態であった。」と供述してい

る。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成5年10月から6年5月までの標準報酬月額について、申立人と同質性の高い元同僚のオンライン記録は、当該同僚から提出された給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（遡及訂正前に記録されていた3年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認でき、既に年金記録確認第三者委員会のあっせんにより記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月から6年5月までの標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、平成5年10月における上記訂正後のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは破産手続終結済みであり、元事業主から回答が得られず不明であるほか、保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を昭和51年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月1日から同年7月1日まで

私は昭和51年1月から55年12月まで株式会社A（後に株式会社Bに商号変更）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る記録が無い。厚生年金保険には入社時から加入していると思うので、調査の上、記録を回復させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録において、申立人は、昭和51年1月4日から55年12月31日までの期間、株式会社Aにおいて継続的に勤務していたことが認められる。

また、元事業主は、「申立人についての厚生年金保険料の納付及び控除については事務を委託していた会計事務所が既に解散していることから不明であるが、申立人のみ厚生年金保険の加入を遅らせるということは無かったと思う。」としている上、申立人が入社するより前に同社に入社した6人の同僚のうち3人は、「申立人は、同社で社員として勤務しており、給与明細書等で申立人の厚生年金保険の保険料控除を確認したことはないものの、同社での厚生年金保険料は申立人を含む社員全員が控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年4月14日であり、申立人が入社するより前に同社に入社した同僚は全員、厚

生年金保険の被保険者資格を同年同日に取得し、その後も継続的に加入していることが確認できる上、同社が雇用保険の適用事業所となった 50 年 11 月 21 日以降に入社し、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を取得した同僚は、同じ日に両保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 7 月の事業所別被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としていることから、これを確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの期間は 41 万円、同年 10 月から 61 年 8 月までの期間は 47 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 8 月までの標準報酬月額が、受給していた給与額よりも低くなっていた。退職するまで給与が減額することは無かったので、調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの期間は 41 万円、同年 10 月から 61 年 8 月までの期間は 47 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（61 年 10 月 31 日）以後の同年 11 月 4 日に 60 年 1 月まで遡って 13 万 4,000 円に引き下げられていることが認められる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人同様、昭和 61 年 11 月 4 日に標準報酬月額が 60 年 1 月まで遡って 13 万 4,000 円に減額訂正されている被保険者が、申立人のほか 4 人（事業主含む）確認できる。

さらに、雇用保険の記録で確認できる申立人の離職時賃金日額に 30 を乗じて得た金額に相当する標準報酬月額は、減額訂正前の標準報酬月額と一致する。

加えて、当該事業所の事業主に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めている。

なお、商業登記簿によると、申立人は、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当該事業主は、「申立人は、営業担当の取締役であり、訂正事務処理に関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、昭和60年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から61年8月までの期間は47万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年9月までの期間は2万6,000円、同年10月から46年3月までの期間は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

A株式会社C工場に昭和45年4月1日から勤務（仕事内容：営業）していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険の資格取得日が46年4月1日になっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録、昭和45年9月1日付けの配置表（役職・一般職）及び雇用保険の被保険者記録において、申立人がA株式会社C工場に同年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「昭和45年当時の配置表には、申立人の在籍、入社年月日及び賃金が明記されているため、申立期間に係る保険料控除は明確と思われる。」としている上、申立人がA株式会社C工場に同期入社したとしている同僚は、同社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、45年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 4 月 1 日に同期入社したとする同僚の記録及び同年 9 月 1 日付けの配置表（役職・一般職）に記載されている申立人に係る基本給から、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 2 万 6,000 円、同年 10 月から 46 年 3 月までの期間は 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を控除しているので納付も当然していると思われるとしているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 46 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 4031 (事案 2924 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 59 年 9 月まで  
新たな証拠等はないが、申立期間の国民年金保険料の納付について記憶違いをしていた。

申立期間の国民年金保険料は勤務した事業所ではなく、自分で A 区役所又は社会保険事務所(当時)で納付しており、保険料は、2,000 円から 3,000 円くらいであったことから、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、事業主が給与から国民年金保険料を控除して納付していたと申し立てていたが、当該事業主は、「申立人の給与から保険料を控除しておらず、申立人に代わって保険料を納付していない。」と供述していることから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は記憶違いをしており、申立期間の国民年金保険料は自分で A 区役所又は社会保険事務所で納付していたと申し立てているが、申立人が納付したと主張する A 区役所は「申立人は、同区において、申立期間に居住記録が無いことから、国民年金の被保険者記録が無く、保険料の納付記録は無い。」と回答している。

また、申立期間当時、社会保険事務所は、国民年金保険料の現年度の収納業務を行っておらず、同事務所において、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は、昭和 51 年 3 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人が

申立期間に居住したB区において、同年3月3日以後に申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認されない上、申立人は申立期間当時の保険料が2,000円から3,000円くらいまでであり、まとめて3年分の保険料を納付したこともあると主張しているが、申立人が主張する保険料額と申立期間当時の保険料額とは一致しておらず、かつ、申立期間は第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで）以後であることから、特例納付により保険料を納付することもできなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から50年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで  
② 昭和44年4月から50年3月まで

申立期間①については、私が20歳になった昭和42年\*月に国民年金の加入手続を私がA区役所（現在は、B区役所）で行い、国民年金保険料を同区役所で納付した。申立期間②については、私が22歳になる年に付加年金に加入し、国民年金保険料と付加保険料をA区役所とC市役所で納付した。申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和42年\*月に国民年金の加入手続を申立人が行い、その後は申立人がA区役所で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、同区役所では申立期間①当時の納付方法は印紙検認方式であるとしているが、申立人には印紙を購入して国民年金保険料を納付した明確な記憶は無く、保険料の納付方法が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続後はA区役所とC市役所で付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとしているが、付加年金は昭和45年10月に発足したものであり、44年4月から付加年金を含む国民年金保険料を納付したとする申立人の申立ては、当時の取扱いと符合しない。

また、申立期間②は72か月と長期間である上、D市とC市にまたが

った二つの異なる行政機関で国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

- 3 申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間、申立期間②のうち、44 年 4 月から 48 年 3 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年 4 月から 50 年 3 月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 58 年 12 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に大学を卒業後、時期は覚えていないが、C 市役所で国民年金の加入手続をした時に、初めて国民年金被保険者となった日が「昭和 55 年 4 月 1 日」と記載された年金手帳を受け取った。

その後、過年度分と現年度分の納付書が郵送されたので、被保険者となった昭和 55 年 4 月 1 日からの国民年金保険料を全て納付したと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、時期は覚えていないが、C 市役所で国民年金の加入手続をした時に年金手帳を受け取り、その後、過年度分と現年度分の納付書が郵送され、被保険者となった昭和 55 年 4 月 1 日からの国民年金保険料を全て納付したとしている。しかしながら、申立人が加入手続をした時に受け取ったとする年金手帳には、「被保険者の種別」欄等に、国民年金第 3 号被保険者制度を導入した 61 年 4 月の国民年金法の改正後に使用されている「1 号・任・2 号・3 号 A・3 号 B」の種別が印刷されていることから、同法改正のあった 61 年 4 月以降に使用されている年金手帳であると推認できる上、同年金手帳に記載された申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、61 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳に「初めて被保険者となった日」が、「昭和 55 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、当該日からの国民年金保険料を全て納付したとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を全て納付したとしている。しかしながら、D年金事務所によると、「昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は納付されたが、時効後の納付であったため、60 年 7 月から同年 9 月までの納付とした。」としている。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年 8 月 29 日に納付された国民年金保険料が、60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料に充当された記録になっており、これについては、申立期間②の国民年金保険料を 62 年 8 月 29 日に納付したが、納付期限を過ぎていたため納付が認められず、この国民年金保険料額を未納となっていた 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料へ充当されたものと推認でき、これらの処理に不合理な点は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年12月までの期間及び4年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から3年12月まで  
② 平成4年1月から同年9月まで

私は、高校を卒業後、A区のB店で働き、20歳になった平成2年頃、おかみさんと同僚に勧められ、A区の出張所で国民年金に加入した。誕生日から3か月か4か月遅れての加入となったので、申立期間①の最初の数か月間の国民年金保険料は、同僚より多い1万2,000円くらい払っており、その後9,800円くらいに下がった。

平成3年12月にB店を退職してからは、実家のあるC県に戻り、実家のD店の手伝いやアルバイトをしていた。申立期間②の国民年金保険料は、母が納めてくれていたと思う。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年頃、A区の出張所で国民年金に加入し、申立期間①の最初の数か月間の保険料は、1万2,000円くらい払い、その後9,800円くらいに下がったとしているが、A区役所職員によると「国民年金保険料は年度ごとに決められているため、加入が遅れても上乘せして納付書を発行することはなく、個人でその金額が異なることもない。」としており、申立人の申述は、当時の国民年金保険料の取扱いと符合しない。

また、申立人は、平成3年12月に実家のあるC県に戻ってからは、申立期間②の国民年金保険料は、申立人の母が納めてくれていたと思うとしているが、その母親は高齢で証言が得られず、申立人も保険料の納付に直

接関与していないことから、申立期間②の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「平成5年7月1日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、2年6月から3年5月までは時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 6 日から 34 年 7 月 22 日まで  
年金事務所の記録では、A社で勤務していた申立期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は当該脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があり、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録では、A 株式会社に勤務していた平成 9 年 10 月からの標準報酬月額は、同年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の報酬月額から算定した 41 万円であるが、同年 7 月は欠勤により報酬支払日数が 20 日未満であるため、同年 5 月及び同年 6 月の報酬月額から算定した 44 万円が正しい標準報酬月額である。調査して訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 株式会社が提出した給与明細一覧表では、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 41 万円であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月頃から 60 年頃まで

昭和 49 年 4 月頃、有限会社AのB市にあった営業所に正社員の運転手として入社し、主にC業務に従事し、60年に会社が倒産するまで継続して勤務していた。その間、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思われるが、記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、社長の奥さんが経理を担当しており、保険料は将来のために引いているとして、毎月、2万円から2万5,000円くらいが控除されていたことを記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、昭和 54 年 5 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで有限会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、申立事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 44 年 9 月 1 日、適用事業所でなくなった日は 52 年 11 月 30 日と記されており、同日以降において申立事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立事業所の元事業主は、「昭和 62、63 年頃、会社は倒産し、関係資料は残っておらず、また、妻も死亡しているため、申立てどおりの資格の取得、喪失の届出を行ったかどうか、及び申立期間の保険料を給与から控除し、かつ、納付したかどうかは不明である。」としており、申立内容の確認ができない。

さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無

く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、申立期間中において、申立人は、国民年金被保険者となっており、当該期間中、その妻ともどもD町（現在は、E市）で国民年金保険料を納付し、又は未納としていることが申立人及びその妻に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年10月1日まで  
② 昭和31年7月1日から32年9月1日まで  
③ 昭和34年10月1日から35年1月1日まで  
④ 昭和36年10月1日から38年6月1日まで

A株式会社B所に勤務していた申立期間①当時の経営状況は良好で、申立期間①は1万円から1万2,000円に昇給したと記憶している。C株式会社D所に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は、辞令に記載された金額から1万4,000円であるので、国の記録の1万円は誤りである。E株式会社（現在は、株式会社F）の申立期間③及び④は標準報酬月額が下がっているが、入社から定年退職するまで給料が下がった覚えは無い。それぞれの申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和29年4月に昇給したので、同年5月から標準報酬月額が1万2,000円に改定されたはずであると主張しているものの、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①直後の29年10月1日の定時決定（同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の報酬月額の範囲に当てはめ、同年10月から翌年9月までの標準報酬月額とする。）においては、申立人の主張する1万2,000円に改定されていることが確認でき、同社及び社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A株式会社B所は、昭和40年3月31日に厚生年金保険の適用

事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主等の所在が不明である上、同僚照会においても、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、申立人のA株式会社B所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には標準報酬月額を訂正した痕跡は見られない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C株式会社から発行された昭和31年6月26日付けの辞令を第三者委員会へ提出しているところ、同社D所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の前後3ページに記載されている申立人を含む男性の同僚64人について標準報酬月額の改定時期について確認したところ、31年9月1日又は同年10月1日に随時改定されている者は見当たらない。

また、申立人が保管する辞令の発行日と同日の辞令を保管する同僚二人及び申立人が同じ正社員で同じG業務に従事していたとする同僚の標準報酬月額の改定時期について、C株式会社D所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期の昭和32年9月1日付けで申立人同様随時改定されていることが確認できる。

さらに、C株式会社D所は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主等の所在が不明である上、同僚照会においても、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、C株式会社D所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には標準報酬月額を訂正した痕跡は見られない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④について、株式会社Fは、申立期間③及び④に申立人の給与から控除した厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は「資料が残っておらず、不明。」としている上、申立人に係る人事記録等の保管は無いとしている。

また、株式会社Fが加入しているH基金は、「株式会社Fが基金に加入したのは平成2年4月1日からのため、申立人の記録は同日から5年3月31日までの記録のみであり、それ以前の期間についての記録は無い。」としている。

さらに、同僚照会を行ったが、申立期間③及び④について申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない上、申立期間③及び④当時の社会保険事務担当者を特定することができなかった。

加えて、E株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間③及び④の標準報酬月額について、昭和34年10月は1万6,000円、36年10月は2万8,000円と記録されていることが確認できるところ、当該名簿には標準報酬月額を訂正した形跡は見られない。

また、申立人は、給与が下がった覚えは無いのに標準報酬月額が下がるのは疑問であるとしているが、同僚照会で回答のあった同僚から、「標準報酬月額は残業が多いと変動する。多分時間外があるときと無いときで変動があったのだと思う。」との供述がある上、E株式会社に係る申立人の事業所別被保険者名簿の前後2ページに記載されている男性の同僚について、標準報酬月額の記録を確認したところ、昭和34年10月では二人、36年10月では7人に申立人と同様の標準報酬月額の低下が確認できる。

このほか、申立期間③及び④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月頃から 30 年 10 月頃まで  
② 昭和 46 年 11 月頃から 47 年 5 月頃まで

A社には、昭和 29 年 11 月頃から 30 年 10 月頃までB職として勤務し、C作業に従事していた。退職した 1 か月後にD所は事故で閉鎖となった。

また、E株式会社F支店には、昭和 46 年 11 月頃から 47 年 5 月頃まで、G職として勤務した。しかし、両期間共に厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA社について、申立人は、同社の所在地を旧住居表示で「H地」とし、「同社を昭和 30 年 10 月頃に退職した 1 か月後に、事故により閉鎖となった。」と供述しているが、同社の所在地は「I地」であり、事故はH地にあったJ所で 35 年 9 月 30 日に発生した事故と考えられ、申立人が 31 年 5 月 3 日からの一時期にK所に勤務した時の記憶との混同がみられる。

また、申立人が挙げた申立期間①当時に一緒に勤務していた係員及び同僚について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該氏名が確認できないため、同時期の同僚に照会し複数の同僚から回答を得たが、申立人のA社における勤務実態及び事業主から保険料を控除されていたとの具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、総務省年金記録確認L地方第三者委員会に申し立てられたA社に係る申立期間①当時の先例事案において、同僚照会した一人は、「当時、正社員と臨時職員の 2 とおりの採用形態があった。臨時職員は失業保険に加入させてもらえるが、厚生年金には加入させてもらえなかつた。」と供述している。



った。」との供述があることから、事業主は、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の前後を含めて申立人の氏名を確認することができないとともに、健康保険番号に欠番は無い。

なお、A社の当時の事業主は亡くなっている上、同社の社会保険関係の書類を保管しているとされるM株式会社については、N所に問い合わせたが、所在が分からなかった。

- 2 申立期間②のE株式会社F支店について、申立人が挙げた班長の氏名が、E株式会社（本社所在地：O地）の被保険者として確認できることから、申立人が同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E株式会社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にある同僚に照会し、複数の同僚から回答を得たが、当時、社員教育を担当していた支部長は「申立期間②当時は、見習期間が3か月、養成期間が3か月あったが、この期間中も勧誘件数のノルマが課せられ、これをクリアしないと正社員に昇格できず、厚生年金保険、健康保険に加入させてもらえなかった。」と供述しており、ほかの同僚3人からも同内容の供述があることを踏まえると、当該事業所においては、社員の営業成績に応じて厚生年金保険に加入させる取扱いが行われていたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間②におけるE株式会社F支店に係る雇用保険被保険者記録を確認できない。

さらに、E株式会社F支店は、昭和45年4月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当時の社員が当該適用事業所でなくなった日をもって同社本社の被保険者になっていることから、申立人が同支店に入社した当時は、被保険者を本社で一括管理していたと考えられるところ、本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の氏名を確認したが、見当たらない。

加えて、E株式会社の廃業後に同社の契約業務を引き継いだP株式会社は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務状況を確認できないとしている。

- 3 このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 16 日から 61 年 3 月 16 日まで  
株式会社A（現在は、B社）のC店にパート社員として勤務したが、昭和 60 年 3 月 16 日から 61 年 3 月 16 日まで1年間の空白期間がある。同店には継続して勤務し、保険料も控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の記録により認められる。

しかしながら、株式会社Aが加入するD基金の申立人に係る記録は厚生年金保険の記録と一致している上、E組合の記録では、申立期間以前の申立人の記録は保存されていないものの、昭和 61 年 3 月 16 日資格取得記録については、厚生年金保険及びD基金と一致していることが確認できる。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和 57 年 12 月 16 日に資格を取得し、60 年 3 月 16 日に資格を喪失し、61 年 3 月 16 日に再取得していることが確認できる上、当該記録に訂正等の形跡はうかがわれない。

さらに、事業主は、申立人は昭和 56 年 10 月 1 日から平成 13 年 9 月 30 日まで勤務していたとしているが、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料が無いため、申立てについては不明と回答している。

加えて、申立人を記憶している複数の同僚も申立期間当時の保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 5031（事案 69 及び 3003 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 16 日から 28 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A 株式会社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和 28 年 2 月 1 日で資格喪失日が同年 6 月 1 日、再度の資格取得日が 30 年 11 月 1 日で資格喪失日が 32 年 5 月 1 日となっている。実際には 27 年 7 月から 32 年 5 月まで一貫して同社に勤務しており、途中で退職していない。申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、過去 2 回の申立てでは認められなかったが、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が当該事業所に勤務していたことは、元同僚の証言等からうかがえるものの、給与明細書や賃金台帳等の保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれの申立期間についても、現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日と資格喪失日が記載されていること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿でも、いずれの申立期間についても、現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日が記載されていること、iv) 再申立書に記載されている事業主の弟について調査したが、当該弟は既に死亡しており、当時の状況について供述を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 16 日付け及び 22 年 4 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でない

とする通知が行われている。

今回、3回目の申立てを受けて、新たに連絡先が判明した同僚及び前回の申立ての際には回答の無かった同僚について再度照会し、6人から回答を得たところ、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたと供述している4人の同僚のうちの二人は、自身の入社日は昭和28年であると回答しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、30年11月1日となっていることが確認できる上、当該二人の同僚のうち一人は、「自分は28年2月に入社したが、当時は社会保険には未加入であった、30年11月に会社から社会保険に加入したとの報告を受け、それから厚生年金保険料が控除されるようになった。」と供述している。

また、今回の申立てに際し、申立人が新たな事情は特に無いと説明しているとおおり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情や、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年3月1日まで  
② 昭和44年3月21日から同年5月21日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を年金事務所からもらった。

申立期間①についてはA社（B地）に、申立期間②についてはC株式会社（D市）に勤務していた。

調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において被保険者記録が確認できる同僚5人に照会し、二人から回答を得たが、申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

また、E法務局において、A社に係る商業登記簿謄本が保管されていない上、同僚二人が申立期間①当時の事業主としている者は既に死亡しており、申立期間①当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和24年10月1日に被保険者資格を喪失し、25年3月1日に同資格を再取得したことが明確に記載されている。

2 申立期間②については、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②又は申立期間②前後に被保険者記録が確認できる同僚7人に照会し、二人から回答を得たが、申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

また、事業主は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間②における届出及び厚生年金保険料の控除、納付について不明と回答している。

さらに、上記原票において、申立人は、昭和44年3月21日に被保険者資格を喪失し、同年3月26日に健康保険証の返納処理がされ、同年5月21日に同資格を再取得した記載があるが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も同原票の記録と一致していることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 30 日から 44 年 12 月頃まで

私は、姉の知人の紹介で株式会社Aに昭和 44 年の暮れ（12 月頃）まで勤務をした。しかし、厚生年金保険の記録は 43 年 7 月 30 日までとなっている。私は、当時、同僚だった B さん（故人）と一緒に C 業務などをしていた。また、現場の責任者だった D さん（E 出身の明治生まれ。）に B さんが年金などについて確認しているのを見ていたことがあるので、保険料も控除されていたはずである。この期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 12 月頃まで、株式会社Aに継続して勤務をしていたと主張している。

しかしながら、事業主は、「株式会社Aは、昭和 43 年 7 月 \* 日に倒産したため、同年 8 月以降も勤務していることはあり得ない。」と回答している上、適用事業所名簿によると、同社は同年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降において、適用事業所としての記録は確認できない。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に資格記録のある同僚のうち、所在が確認できる 25 人に照会し、15 人から回答を得たが、そのうち半数以上の同僚が、「申立期間には会社は倒産していた。」と供述している。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できな

い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、国民年金保険料について、申立期間のうち昭和43年7月分を除いて、同年8月から61年6月まで全て納付済みと記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 24 年 12 月 1 日まで  
小学校を卒業後間もなく A 社 (後に、株式会社 B) に勤務し、その後、昭和 37 年まで株式会社 B に継続して勤務していた。日本年金機構の記録では、22 年 5 月 1 日に一度資格を喪失し、24 年 12 月 1 日に再び資格を取得したことになっており、その間の年金加入記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚から「申立人は、いわゆる C 気質で、入社から昭和 37 年までの間、途中で辞めることなく、申立事業所に継続して勤務していたはずである。」との具体的な供述が得られたことから、申立人が申立期間においても、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 1 日まで申立人の被保険者記録がある株式会社 B は、同年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、24 年 12 月 1 日から 37 年 2 月 16 日まで申立人の被保険者記録がある株式会社 B は、23 年 12 月 1 日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険の適用事業所としては、二つは異なる事業所である上、二つの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容は、いずれもオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

一方、申立人が生前に書き残していた履歴書には、株式会社 B に勤務していたことのほかに、D 株式会社及び E 社の取締役就任したという記載

もあり、適用事業所名簿には株式会社Fという厚生年金保険の適用事業所の名称も確認できるところ、全ての商業登記簿謄本は見当たらないため、これらの法人の関係は不明であるものの、同僚の供述及び事業形態から、D株式会社、E社及び株式会社Fは、株式会社Bの関連会社であったことが推認できる上、当該同僚から「G業とH業で会社を分けていたが、従業員は分け隔てなく勤務していた。」との供述が得られたことから、申立人が株式会社Bの関連会社（D株式会社、E社及び株式会社F）において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた可能性について調査したところ、適用事業所名簿及び適用事業所索引簿では、D株式会社及びE社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。また、株式会社Fは、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認してみても、申立人の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人の生年月日は、正しくは明治37年\*月\*日であるにもかかわらず、履歴書は37年\*月\*日、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の一部は37年\*月\*日と記載されているが、そのいずれの日付においても、株式会社B及び同社の関連会社が存在していたと考えられるI地区において、現在確認できる健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録のほかに申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、全ての事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法務局において商業登記簿謄本が確認できないため、当時の事業主や役員から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで  
昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで、A院（現在は、B院）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、ねんきん定期便では 54 年 5 月 1 日に資格を喪失していることになっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた辞令書から、申立人は、昭和54年5月1日にC職に任命され、56年6月30日に退職を承認されていることが確認でき、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「当時は、国家試験の合格発表が4月下旬であったため、4月の1か月間は臨時職員として採用することが一般的であった。臨時職員であれば、共済組合員とはならないことから、厚生年金保険を適用していた。申立人についてもそのような事情があるのではないかと考えられる。」と供述している上、D組合によれば、申立人が申立期間に共済組合に加入している記録が確認できる。

また、申立人と年齢が近く、資格取得日が同じ同僚二人のオンライン記録を確認してみても、申立人と同様に昭和54年4月1日に資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録も、オンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

以上のことから判断すると、申立人は、昭和 54 年 5 月 1 日にD組合に加入することになったために、同日、事業主により厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年4月まで

B町にあったC社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。第三者委員会で調査の上、当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社の長であったA氏が私の雇用主である。」と主張しているところ、当該A氏の妻は、「申立人が申立期間にC社に勤務していたことは間違いない。」と供述していることから、申立人が申立期間において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A氏の妻は、「夫は既に他界しており、私はC社の仕事には従事していなかったため、給与関係等会社のことについては全く何も分からない。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について、供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録において、B町にあったC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことの確認ができない上、前述のA氏は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票から、C社ではなく、D株式会社において厚生年金保険の加入記録を有していることが確認できることから、念のため、D株式会社に係る申立人の加入記録を調査したが、健康保険厚生年金保険被保険者原票からは申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

さらに、D株式会社において被保険者記録があり、C社に勤務していたとする同僚二人に申立人について照会したが、いずれも申立人について具体的には記憶しておらず、また、D株式会社において給与関係を担当して

いたとする同僚は既に他界しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について当該同僚からも供述を得ることができなかった。

なお、申立人は、C社の従業員のまとめ役であったとする同僚一人の名字のみを記憶しているが、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票から、当該名字及び類似する名字に該当する厚生年金保険被保険者名は確認できなかった。

このほか、閉鎖登記簿謄本から確認できるD株式会社の代表取締役は既に他界しており、申立人の厚生年金保険加入状況等について照会ができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 33 年 6 月まで  
(A社 (B社))  
② 昭和 33 年 6 月から 36 年 10 月まで  
(C社)

A社 (又はB社) に昭和 32 年 11 月から 33 年 6 月まで勤務し、C社に 33 年 6 月から 36 年 10 月まで勤務していたのに、社会保険庁 (当時) の記録によれば、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における申立人が記憶していた申立期間①当時の同僚及び申立期間①当時も同事業所に勤務していたとしている同僚の供述から、申立人は、申立期間①において、同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社に係る適用事業所名簿、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同事業所は、「D社」として、昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間①当時もA社に勤務していたとしている同僚は、勤務していた途中から同事業所が厚生年金保険に加入したと供述しており、昭和 34 年 9 月 1 日に「D社」で被保険者資格を取得している。

なお、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所として、

「B社」は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②については、C社における申立人が記憶していた申立期間②当時の同僚及び申立期間②当時も同事業所に勤務していたとしている同僚の供述から、申立人は、申立期間②において、同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、C社に係る適用事業所名簿、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同事業所は、昭和38年7月30日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚は、申立期間②当時、C社は、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年4月1日まで  
② 昭和24年7月1日から25年7月31日まで

私は、昭和23年4月1日から25年7月31日までA施設（以下「B施設」という。）に勤務した。しかし、C事務所における厚生年金保険被保険者期間が24年4月1日から同年7月1日までとなっており、23年4月1日から24年4月1日までの期間及び同年7月1日から25年7月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、「B施設に継続して勤務していた。」と述べているが、D事務所は「申立人の労務者名簿は確認できないため、申立人に係る雇用状況及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。ちなみに労務者名簿に記録のある者は、基本的には県や調達庁（当時）の職員であり、基地の管理業務を請け負うために各基地に入っていた民間の事業所（以下「基地管理業務請負事業所」という。）に勤務していた者については、当該記録は無い。」と回答している。

また、C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある申立人と同日に資格を取得した330人のうち、住所が確認できる22人に照会したところ、7人から回答があったが、申立人を記憶している者がいない上、申立内容を裏付ける具体的供述も得ることができなかった。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和23年4月からB施設に勤務した。」と述べているが、当時の米軍基地労務者に対する厚生年金保険

の適用については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号厚生省保険局長から各都道府県知事宛て通知）により、24 年 4 月 1 日からとされており、前記 1 の労務者名簿で同日以前からの勤務が確認できる者についても、同日より前には被保険者としての記録は無い。

なお、昭和 24 年 4 月 1 日に申立人と同じく C 事務所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚が、同日より前に、B 施設内に所在する厚生年金保険の適用事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人については確認することができない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「昭和 25 年 7 月 31 日まで B 施設に勤めていた。」と述べているが、C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日を越えて同資格を継続している者は、いずれも C 事務所に係る労務者名簿で記録が確認できる者である一方で、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め C 事務所に係る労務者名簿に記録が無い者であることが認められるとともに、そのうち、複数の者については、24 年 4 月 1 日以前から基地管理業務請負事業所に勤務していることが認められる。

また、上記内容について、昭和 24 年 4 月より前から B 施設の基地管理業務請負事業所に勤務し、申立人と同じ被保険者記録となっている同僚の一人は、「24 年 7 月頃、基地縮小に伴う人員整理があった。」と述べているとともに、当該同僚が後に、C 事務所に雇用されたことにより作成された本人の労務者名簿には、24 年 7 月 1 日に人員整理が行われた旨の記載が認められる。

- 4 申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。